

令和6年（2024年）検査予定表

検査申請書の「検査を受けようとする期日」欄に受検希望日を記入し、**検査日の5営業日前必着（検査日が2日に亘る地区は1日目の5営業日前が締切）**で提出して下さい。
 申請書類締切後に、巡回検査時間を調整のうえ前日までにご連絡致します。
 検査申請書の到着日が締切日を過ぎた場合は次回予定日での受検となりますので、締切日にご注意のうえ余裕をもって送付下さい。
 FAXや電話による検査予約は受付けておりませんのでご了承下さい。

日本小型船舶検査機構仙台支部
 〒985-0011
 宮城県塩竈市貞山通3-4-6
 TEL. 022-364-8647

方面	地区	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	お願い
気仙沼 宮古	岩手県のうち、陸前高田市、大船渡市、釜石市、宮古市(旧川井村、旧新里村を除く。)、大槌町、山田町 宮城県のうち、気仙沼市	15-16 22-23 29-30	5-6 19-20 26-27	4-5 11-12 18-19 25-26	1-2 8-9 15-16 22-23	7-8 13-14 20-21 27-28	3-4 10-11 17-18 24-25	1-2 8-9 22-23 29-30	5-6 19-20 26-27 30-	2-3 9-10 17-18 30-	-1 7-8 21-22 28-29	11-12 18-19 25-26	2-3 9-10 16-17	検査行程の隻数や内容により1日目、2日目いずれかの日程での検査となります。日程及び時間の指定は出来ませんので御了承下さい。
南三陸 石巻	北部 南三陸町、石巻市(北上町、河北町、雄勝町及び万石橋以西の旧石巻市)、東松島市(旧矢本町)	16 30	13 27	12 26	9 23	14 28	11 25	9 23	6 27	10 24	8 22	5 19	3 17	
	南部 女川町、石巻市(北上町、河北町、雄勝町以外)、東松島市(旧矢本町)	23	6 20	5 19	2 16	7 21	4 18	2 16 30	20	3 17	1 15 29	12 26	10	
松島 塩竈	塩竈市、東松島市(旧鳴瀬町)、多賀城市、仙台市、名取市、松島町、利府町、七ヶ浜町	15 22 29	5 19 26	4 11 18 25	1 8 15 22	7 13 20 27	3 10 17 24	1 8 22 29	5 19 26 30	2 9 20 30	7 21 28	11 18 25	2 9 16	
相馬	宮城県のうち、亶理町、山元町 福島県のうち、相馬市、南相馬市、新地町、双葉郡(浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町)	12 26	9 16	8 22	5 19	10 24	7 21	5 19	2 23	6 20	4 18	1 22	6 20	
いわき 山形内陸	福島県のうち、いわき市、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、田村市、須賀川市、白河市、双葉郡(浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町を除く)、東白川郡、伊達郡、安達郡、田村郡、飯館村、石川郡、西白河郡(西郷村を除く)、岩瀬郡(天栄村を除く) 山形県のうち、山形市、天童市、東根市、尾花沢市、上山市、南陽市、米沢市、長井市、村山市、寒河江市、新庄市	17-18	7-8 21-22	6-7 13-14 27-28	3-4 10-11 17-18 24-25	8-9 15-16 22-23 29-30	5-6 12-13 19-20 26-27	3-4 10-11 17-18 24-25 31-	-1 7-8 21-22 28-29	4-5 11-12 25-26	2-3 9-10 16-17 30-31	6-7 20-21	4-5	検査行程の隻数や内容により1日目、2日目いずれかの日程での検査となります。日程及び時間の指定は出来ませんので御了承下さい。
山形海岸 秋田海岸	山形県のうち、鶴岡市、酒田市、遊佐町、飽海郡 秋田県のうち、にかほ市、由利本荘市	24-25	14-15	6-7 13-14 27-28	3-4 10-11 17-18 24-25	8-9 15-16 22-23 29-30	5-6 12-13 19-20 26-27	3-4 10-11 17-18 24-25 31-	-1 7-8 21-22 28-29	4-5 11-12 25-26	2-3 9-10 16-17 30-31	13-14 27-28	11-12	検査行程の隻数や内容により1日目、2日目いずれかの日程での検査となります。日程及び時間の指定は出来ませんので御了承下さい。
岩手内陸 宮城内陸	岩手県のうち、花巻市、北上市、遠野市、奥州市、一関市、宮古市(旧川井村、旧新里村)、矢巾町、紫波町、西和賀町、金ヶ崎町、住田町、平泉町 宮城県のうち、大崎市、登米市、栗原市、湧谷町、美里町、加美町、色麻町、大和町、大衡村、大郷町、富谷町	支部まで ご相談下さい		13 27	10 24	15 29	12 26	10 24	7 28	11 25	9 30	支部まで ご相談下さい		
猪苗代・ 桧原湖	耶麻郡(北塩原村及び猪苗代町秋元湖を除く)、喜多方市、会津若松市	支部まで ご相談下さい			4 11 18 25	16 23 30	6 20 27	4 11 18 25	1 8 22	5 12	支部まで ご相談下さい			磐梯町、喜多方市・会津若松市内に保管している可搬型船舶は、猪苗代湖周辺の指定場所での検査となります。
	桧原湖、曾原湖、小野川湖、秋元湖				9	13	29	26						
その他	宮城県のうち、岩沼市、白石市、角田市、川崎町、蔵王町、村田町、柴田町、大河原町、七ヶ宿町、丸森町、国見町 福島県のうち、岩瀬郡天栄村、西白河郡西郷村 秋田県のうち、横手市、大仙市、湯沢市、仙北郡、雄勝郡	支部までご相談下さい												

- 個人宅への訪問はおこなっておりません。** 可搬型船舶は、巡回する港等の指定した場所に移動して頂きますので、受検場所までの運搬手段の確認(牽引車等の車検の有無)もお願いします。
- 手数料払込証明書は、振込用紙の裏面に「**検査機構提出用**」と記載されている部分を提出頂きます。郵便局日附印の押印忘れが多いため、郵便窓口で必ず御確認下さい。
- 手数料払込にATMを利用した場合は、必ず「**ご利用明細票の原本**」を提出願います。原本に機構受付印を押印し返却致します。
- 支部検査場での**持込検査は予約制です**。検査員不在日がありますので、**早めの御予約**をお願いします。
- 持込検査の受付時間は **9:00～11:00、13:00～15:30** です。なお、新規登録や所有権移転手続きがある場合は事前に登録等の申請書の提出をお願いします。